

新型コロナウイルス感染症変異株に係る積極的疫学調査等について

国内各地で、変異株による感染者が拡大していることから、厚労省より協力依頼の通知があった。

1 厚労省通知の概要（令和2年12月23日付け事務連絡・最終改訂：令和3年4月8日）

- 地方衛生研究所等で、①「変異株 PCR 検査（※1）で陽性と判定された検体」及び②PCR 検査で陽性となった検体（ウイルス核酸コピー数が比較的高い検体）を国立感染研究所に送付し、ゲノム解析、確定診断。
（※1）管内の全陽性者数の約40%の検体を目処とし、変異株に感染した患者が確認された自治体では、さらに割合をあげて実施。
- 地方衛生研究所等でゲノム解析を行う自治体は、速やかに GISAID にゲノム情報登録。この際、国立感染研究所へ検体を提出する必要はない。
- 変異株に感染が疑われる者には、濃厚接触者等関係者に対する積極的な検査を実施。
- 変異株に感染した患者の対応は以下のとおりとする。
 - ・感染症法第19条第1項に基づく入院勧告とする。
 - ・地域の感染状況に応じて、医師が入院の必要がないと判断した無症状病原体保有者や軽症者には、宿泊療養施設において丁寧な健康観察ができる場合は、そのような取り扱いとして差し支えない。
 - ・退院については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、従来株と同様の対応とする。（人工呼吸器等による治療を行わなかった場合、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合等）

2 対応の考え方

- 厚労省からの協力要請、全国的な変異株の感染者発生を考慮し、本道においても、「変異株の感染状況の調査」として、通知に基づき検査を実施。
- 検査対象を、原則、道立保健所、道立衛生研究所及び民間検査機関がPCR検査を実施した全ての陽性検体とするとともに、医療機関のPCR検査で陽性となった検体の提供について依頼する。
- 変異株に感染した患者は、入院対応を基本としつつ、無症状者や軽症者の宿泊療養も可能とする。この場合、症状急変時の入院先医療機関を確保した上で、丁寧な健康観察に努めるものとする。
- 南アフリカ、ブラジル及びフィリピンにおいて確認されている変異株の患者については、確保病床の病床使用率が20%以上の都道府県では、変異株の患者は従来株の患者または当該患者とは別の変異株の患者と同室として差し支えない。

3 対応

（1）検査対象

道立保健所、道衛研及び民間検査機関がPCR検査を実施した全ての陽性検体について、道衛研等で変異株PCR検査を実施するとともに、医療機関のPCR検査等で陽性となった検体の提供について依頼し、変異株PCR検査の強化に取り組む。また、道立衛生研究所においてゲノム解析を行うこととする。

(2) 入院勧告等

変異株PCR検査で陽性と判定された者は、入院又は宿泊療養とする。

- ① すでに入院加療中の場合は、当該医療機関で入院を継続するが、無症状又は軽症の場合は、宿泊療養も可能とする。

なお、南アフリカ、ブラジル及びフィリピンにおいて確認されている変異株の患者については、従来株の患者又は当該患者とは別の変異株の患者と同室として差し支えない。

- ② 宿泊療養施設や自宅待機中で、無症状又は軽症の者は、宿泊療養で対応する。

(3) 退院基準

厚生労働省通知に準じて、従来株と同様の対応とする。

(人工呼吸器等による治療を行わなかった場合 発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合等)